公立岩瀬病院企業団公告第１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２３４条第１項の規定に基づき制限付き一般競争入札を執行するため、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６第１項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年１１月１１日

公立岩瀬病院企業団　企業長　石　堂　伸　二

１　制限付き一般競争入札に付する事項

（１）業　務　名　　公立岩瀬病院駐車場管理運営業務委託

（２）業 務 場 所　　福島県須賀川市北町２０番地

（３）契 約 期 間　　契約締結の日から令和１４年３月３１日

（４）履 行 期 間　　令和９年４月１日から令和１４年３月３１日

（５）業 務 概 要　　公立岩瀬病院駐車場の運営及び料金徴収業務等
※詳細は仕様書に示すとおり

（６）支 払 条 件　　分割払い

（７）最低制限価格　　無し

（８）そ　の　他　　本件は、施行令第１６７条の１７及び公立岩瀬病院企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成２１年条例第１０号）に基づく長期継続契約とする。

２　入札日時及び場所

（１）入 札 日 時　　令和８年１２月２４日（木）午前１０時から

（２）入 札 会 場　　公立岩瀬病院　外来棟３階　大会議室

（３）そ　の　他　　入札会場において、即時開札を行う。

３　入札に参加する者に必要な資格

本件の入札に参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

（１）施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）法第１条の３第１項に定める地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

（４）役員等が須賀川市暴力団排除条例（平成２４年須賀川市条例第２９号）第２条第１項第２号に規定する暴力団員又は福島県暴力団排除条例施行規則第４条に定める社会的非難関係者と認められる者でないこと。

（５）福島県内に本店又は営業所等を有する者であること。

（６）中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合の構成員にあっては、加盟する協同組合が本件の入札に参加していないこと。

（７）令和８年１０月１日から起算して過去１０年以内に、同種業務を元請として受注した実績のある者であること。

（８）過去に当企業団と契約締結し、契約期間中に契約解除したことがない者であること。

4　設計図書等の閲覧

（１）閲覧方法　　公立岩瀬病院（以下「当院」という。）公式ウェブサイトによる。

（２）閲覧期間　　令和８年１１月１１日（水）から令和８年１２月２３日（水）まで

5　設計図書等に対する質疑応答

（１）質問方法　　電子メールによる。（送信先アドレス mitsumori@iwase-hp.jp）

（２）質問期限　　令和８年１１月２０日（金）午後５時１５分まで

（３）回答予定　　令和８年１１月２６日（木）

（４）回答方法　　当院公式ウェブサイトに回答書を掲載する。

6　入札参加の申込み

入札参加希望者は、設計図書等の内容を確認した後、本公告３に掲げる資格基準について、入札参加申請書および入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を企業長に紙面により提出し、本件に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、申請書等は、当院公式ウェブサイトに掲載する。

（１）申請書等の受付期間

令和８年１１月１２日（水）午前８時３０分から令和８年１１月３０日（月）午後５時まで（企業団の休日を除く。）とする。

（２）提出方法

郵送又は持参による。

（３）提出先

公立岩瀬病院企業団　総務課

（４）確認結果の通知

入札参加資格の有無を確認後、その結果を令和８年１２月１日（火）以降に紙面により通知するものとする。

７　入札保証金

免除する。

８　入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、見積もった金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記載する額は、契約期間の総額とする。

９　入札の中止等

本件に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札中止若しくは延期することがある。

10　入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格の無い者及び虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

11　落札者の決定等

（１）落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

（２）入札回数は、２回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により随意契約とすることがある。

なお、随意契約に移行する場合においても、本件に係る予定価格は変更しないものとする。この場合における契約の相手方の候補者は、再入札において最低の価格を入札し

た者とし、当該候補者は見積書を提出しなければならない。なお、契約の締結に当たっては、予定価格の範囲内で契約できることを条件とする。

12　契約締結及び契約書の作成

（１）落札者の決定後、落札者は、発注者が示す様式に基づき速やかに作成し、発注者に提出しなければならない。

（２）落札決定から契約締結までの間に、落札者が次のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　本公告３に掲げる資格のうち、いずれかの要件を満たさなくなったとき。

イ　契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。

（３）（２）により契約を締結しなかった場合に生じる損害について、企業団は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

13　契約保証金

免除する。

14　本件担当課等

公立岩瀬病院企業団　総務課

〒962-8503　福島県須賀川市北町２０番地

電話　0248-75-3111　　ファクシミリ　0248-73-2417

メールアドレス　mitsumori@iwase-hp.jp